

広島県が管轄する市町に適用する。

(竹原市，府中市，庄原市，大竹市，安芸高田市，江田島市，府中町，海田町，熊野町，坂町，北広島町，世羅町)

広島県道路位置指定基準

第1 目的

この基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定について、その具体的な審査基準を定めることにより良好な市街地の形成を確保することを目的とする。

第2 道路の配置，設計の原則

位置の指定を受けようとする道（以下「指定道路」という。）は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第144条の4の規定によるほか、この基準に定めるところに従い設置させるものとする。

第3 袋路状道路の特例

一端がロ字型（ロ字型に類する型を含む。以下この基準において同じ。）となっている道路で、その他の道路からロ字型の道路に至るまでの道路の幅員が6メートル以上又はその道路の幅員が6メートル未満で延長35メートル以内毎に転回広場が設けられているものは、袋路状の指定道路とすることができる。

第4 指定道路の幅員及び延長

- 1 指定道路の幅員は、図1に示す方法によって測ることとし、有効幅員は4メートル以上とする。
- 2 指定道路の延長は、指定道路の各部分（隅切り部分，転回広場の拡幅部及び法敷等を除く。）の中心線によって測るものとする。
なお、勾配のあるときは実延長とする。
- 3 指定道路の境界は、原則として、側溝又は縁石等により標示する。

第5 転回広場の間隔

- 1 令第144条の4第1項第1号ハの規定による転回広場の間隔は、接続する既存道路との境界線（法第42条第2項の規定により道路の境界線とみなす線がある場合は当該境界線）を起点として測るものとする。
- 2 指定道路の終端に設ける転回広場は、道路の延長が35メートルを超える部分に接続して設けることができる。ただし、将来道路を延長することが予定されている場合は、終端に設ける転回広場とはみなさない。
- 3 指定道路が既存の袋路状道路に接続する場合で、当該既存の道路の延長が35メートルを超えるものにあつては、この既存の道路にも転回広場を設けなければならない。ただし、転回広場を設けることが著しく困難であると認められる場合は、当該既存の道路に最も近いところに転回広場を設けることができる。

第6 転回広場の規模

- 1 昭和45年建設省告示第1837号の自動車転回広場に関する基準に適合するものは、次のとおりとする。
 - (1) 小型自動車1台当たりの停車に必要な広さは、長辺が5メートル以上、短辺が2.5メートル以上とする。ただし、指定道路に平行に停車する場合で自動車の転回に支障のない場合は、その短辺を2メートル以上とすることができる。
 - (2) 指定道路の幅員が4メートルの転回広場の拡幅部の隅角は、その角を挟む辺の長さ2メートルの二等辺三角形の部分を道に含む隅切りを設け、自動車の転回に支障のない形状とする。
ただし、指定道路の幅員が4メートルを超える転回広場の拡幅部の隅角は、前号の転回広場を含む形状とすることができる。
- 2 転回広場の大きさは、必要最小限とする。

第7 指定道路の隅切り

- 1 指定道路が他の道路と同一平面で交差若しくは接続又は屈曲することにより生ずる内角が60度以下の場合、当該隅角を頂点とする底辺の長さが2メートルの二等辺三角形の部分を道に含む隅切りを設けるものとする。
- 2 指定道路が法第42条第2項の規定による道路と接続する場合の隅切りは、図2に示す形状とする。
- 3 指定道路の隅切りは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、交通上、安全上支障がない措置を講じた場合は、その部分のみは設けないことができる。この場合、一方の隅切りは少なくとも隅角を挟む辺の長さが3メートルの二等辺三角形の部分を道に含むものとしなければならない。
 - (1) 指定道路を河川、水路等に接して築造する場合で、これに交差する道路の橋りょう、欄かん等により隅切りができないとき。
 - (2) 既存の建築物、工作物又はがけ等があり、隅切りを設けることが著しく困難と認められるとき。

第8 指定道路の側溝

指定道路の側溝は、次の各号により築造しなければならない。

- (1) 指定道路の両側には、コンクリート製U字型側溝を設け、堅固で耐久性を有する構造とし、溢水のおそれのないものとする。
- (2) 敷地内の排水に支障なく路面の排水のみに供する側溝については、前号にかかわらずL字型側溝とすることができる。
- (3) 敷地周囲の状況から、やむを得ず指定道路を片勾配とする場合は、前二号にかかわらず片側側溝とすることができる。
- (4) 指定道路の側溝に土砂の流入のおそれのある場合は、側溝の隅角部等適当な箇所に溜柵を設けるものとする。

第9 指定道路の附属物

指定道路には、通行の安全を確保するために必要と認められるときは、防護柵を設置する等適切な措置を講じなければならないものとする。

第10 排水施設の末端

側溝及び下水管等の排水施設の末端は、公共下水道、都市下水路その他の排水施設に連結する。

第11 特例

知事は、この基準により難い特殊の事情があると認め、その計画が避難及び通行の安全上並びに衛生上支障がないと認めるものは、この基準によらないで指定することができるものとする。

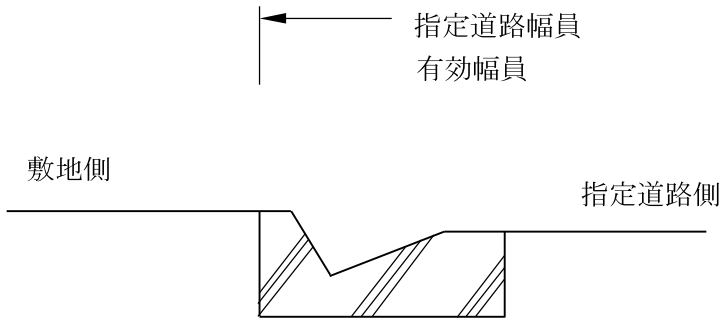
(付記)

- 1 この基準は、昭和61年10月1日から施行する。
- 2 この基準は、平成31年4月4日から施行する。

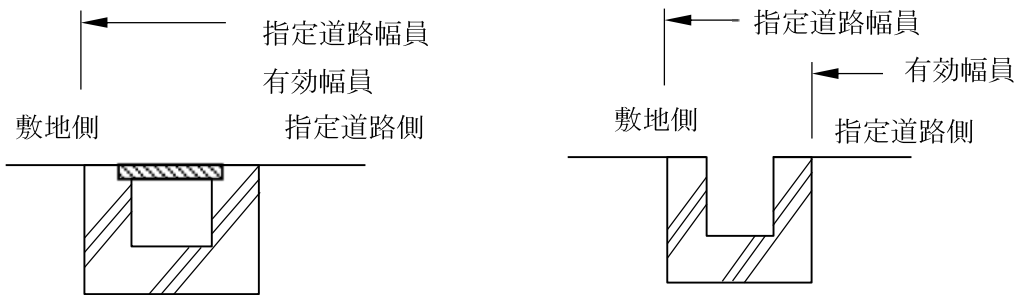
【基準図】

【図1】指定道路の幅員（基準第4）

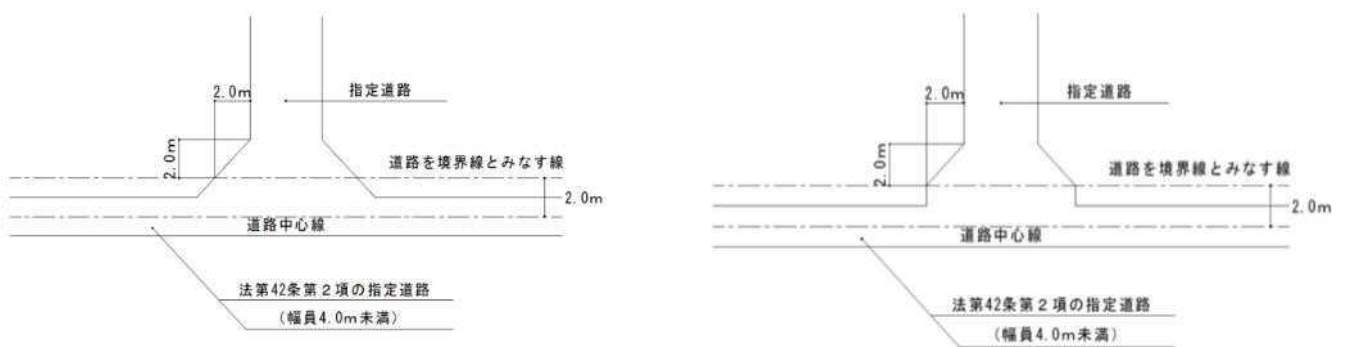
○L型側溝



○U型側溝

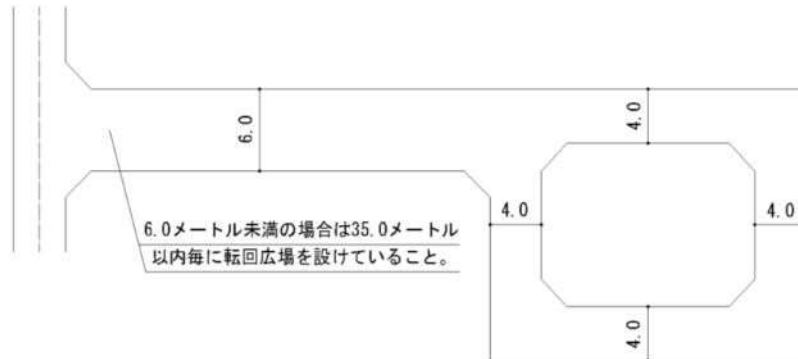


【図2】法第42条第2項道路に接続する場合の隅切り
(基準第7)

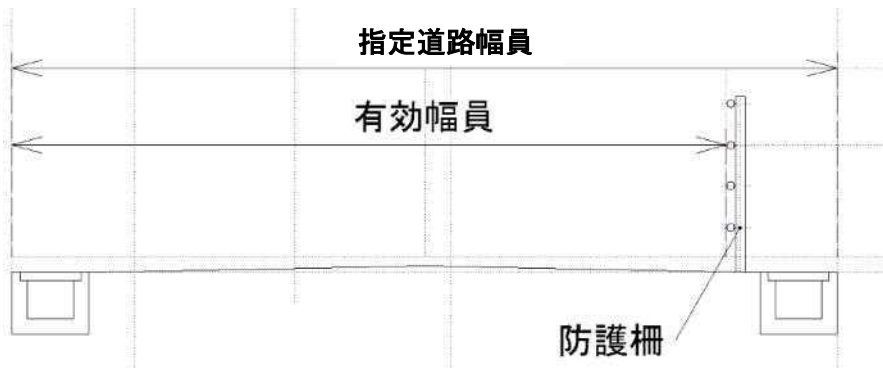


【参考図】 単位：メートル

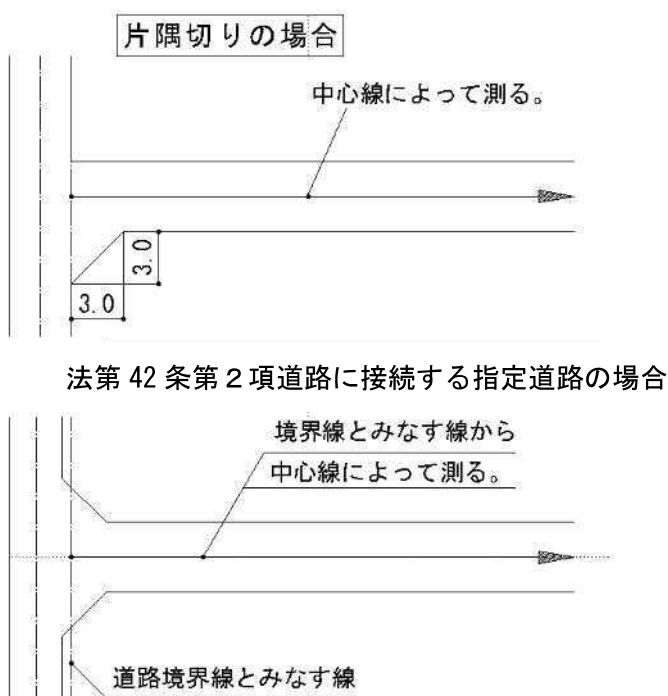
【参考図 1】 袋路状道路の特例（基準第 3）



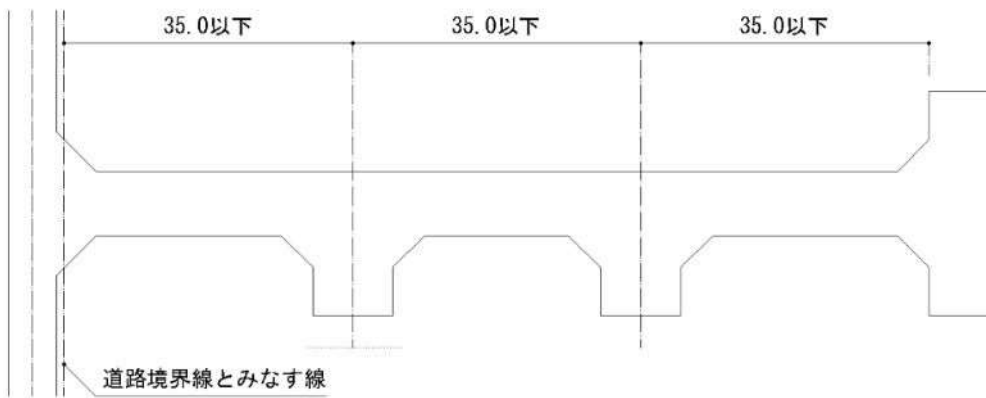
【参考図 2】 防護柵設置時の有効幅員（基準第 4）



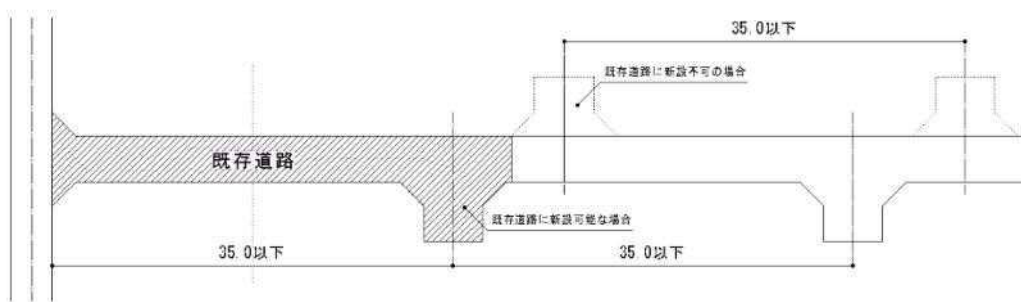
【参考図 3】 指定道路の延長（基準第 4）



【参考図 4 - 1】 転回広場の間隔（基準第 5 - 1, 2）

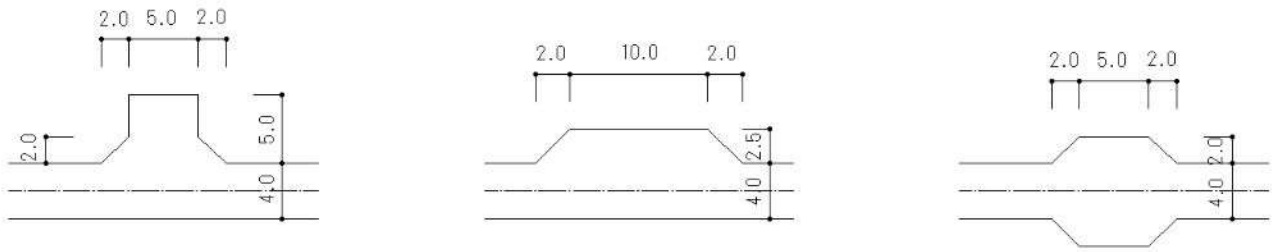


【参考図 4 - 2】 転回広場の間隔（基準第 5 - 3）

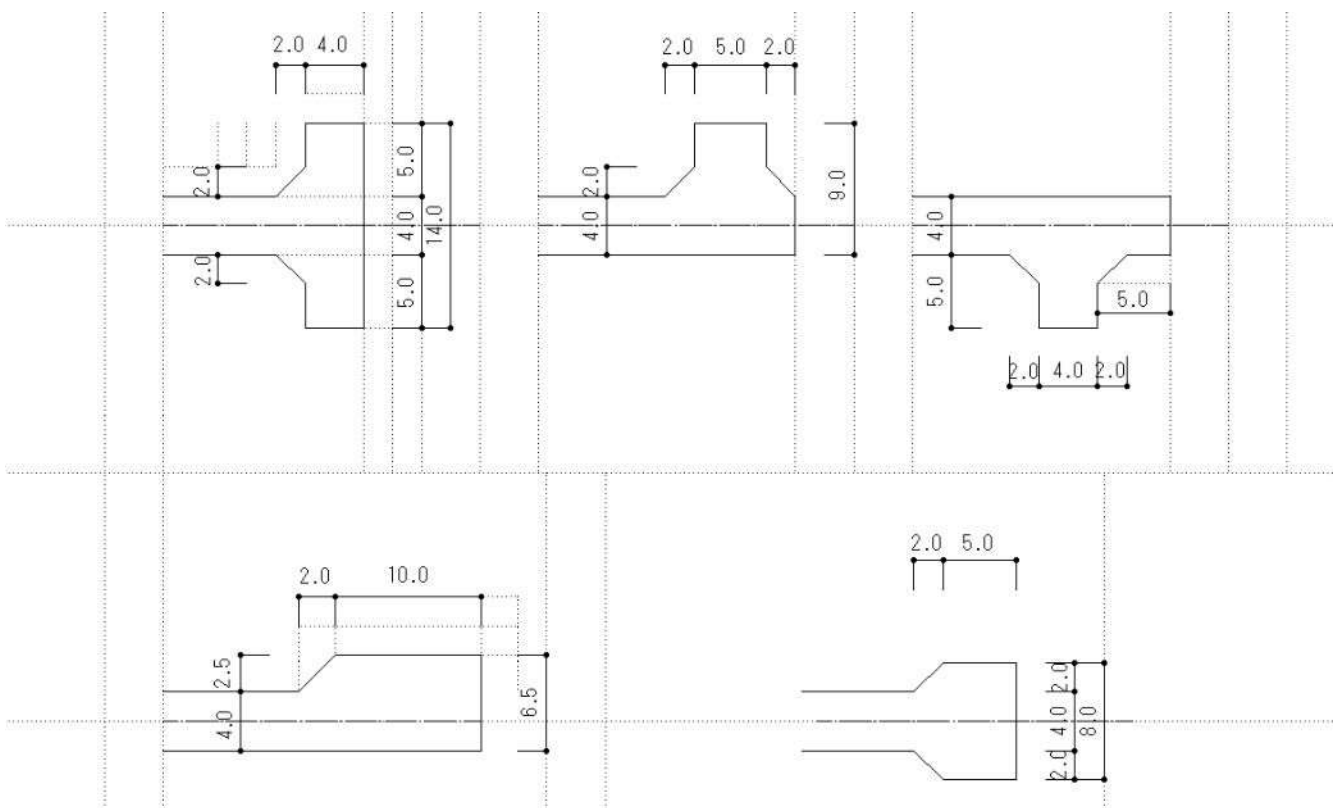


【参考図5】 転回広場の規模（基準第6）

○標準図（中間に設けるもの）



○標準図（終端に設けるもの）



基準第6第1項（2）ただし書きの転回広場の拡幅部の隅角部の例

